

小規模事業者の資金調達を応援します！

# マル経融資のご案内

マル経融資（小規模事業者経営改善資金）とは…

当商工会議所において、経営指導を原則6ヶ月以上受けている小規模事業者の方で、相模原商工会議所の推薦により無担保・無保証人で融資が受けられる公的融資制度です。

**利率**  
**2.50%**  
実行後12回  
実質金利**1.25%**  
(2026年4月1日現在)  
利率は融資決定時利率となります

**融資額** **2,000万円以内** **融資期間** **10年以内** (据置2年以内)  
※1,500万円を超える推薦には、別途所定の様式による事業計画書の提出等、要件があります。

**運転資金** 10年以内 (据置2年以内)  
**設備資金** 10年以内 (据置2年以内)

## お申込み要件

※お申込の内容により、ご融資出来ない場合がございます。

### ①規模要件(従業員数)

- 製造業、サービス業（のうち娯楽・宿泊業）、その他業種・・・20人以下
  - 商業、サービス業（娯楽・宿泊業以外）・・・5人以下
- 法人企業の役員、個人事業者の家族従業員、解雇予告が不要な従業員等は除きます。

### ②指導要件

相模原商工会議所の経営・金融に関する指導を原則6ヶ月以上受けていること。

### ③営業年数・地域要件

最近1年以上、相模原市内（旧相模原市域）で事業を行っていること。

### ④業種要件

日本政策金融公庫の融資対象業種であること。

### ⑤納税要件

所得税・法人税・事業税・市県民税等、納期の到来している税金を完納していること。

### ⑥許認可要件

許認可を必要とする業種はその許認可を受けていること。

## ご相談時に必要なもの

個人事業主及び法人企業共通

- 前年・前々年の確定申告書・決算書
- 最近の合計残高試算表（決算から6ヶ月以上経過している場合）

相模原市が金利50%以内（実行後12回）を利子補給します（※）

【融資期間5年返済（60回）の場合】



（※）利子補給の対象は相模原市を納税地とする小規模事業者に限ります。

詳細は…

相模原商工会議所経営支援課：042-753-8135

南支所：042-746-3619またはQRコードから！

